

# 山形県後期高齢者医療広域連合の広域連合長の選挙に関する規則

平成19年6月29日

規則第20号

(趣旨)

第1条 山形県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、山形県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第12条第1項から第3項までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

- 2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。
- 3 選挙長は、この規則に定める広域連合長の選挙に関する事務を担当する。

(事務補助職員)

第3条 選挙長は、広域連合の職員の中から、3人以上の事務補助職員（以下「補助職員」という。）を選任する。

(選挙の期日の告示)

第4条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日及び第5条第1項に規定する候補者の受付の期間を、選挙の期日前14日までに告示しなければならない。

(候補者)

第5条 候補者となろうとする関係市町村長は、選挙の期日の10日前の午後5時までに、選挙長に対して立候補届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する立候補届出書の提出がない場合は、すべての関係市町村長を候補者とする。
- 3 第1項又は第2項の規定により候補者が決定した時は、選挙長は、関係市町村長に、候補者の公職名、氏名及び第7条に規定する郵便等による投票の期間を通知しなければならない。ただし、第1項の規定による候補者が1人である場合は、この限りでない。

(投票所における投票)

第6条 投票は、規約第12条第2項により定める場所（以下「投票所」という。）で行うものとする。

- 2 投票は1人1票とする。
- 3 関係市町村長は、投票用紙（別記様式第2号）に広域連合長の候補者1人の氏名を自書して、投票しなければならない。
- 4 選挙長は、前項に規定する投票に、2人以上の補助職員を立ち合わせなければならない。
- 5 投票所は、選挙の期日の午前8時30分に開き、午後5時に閉じる。

(郵便等による投票)

第7条 関係市町村長で、選挙の期日に、公務等に従事すると見込まれる者の投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、郵便等による投票を行うことができるものとする。

- 2 郵便等による投票を行う関係市町村長は、選挙長に対し、選挙の期日の午後5時までに投票が広域連合事務局に到着するよう、投票用紙、郵便等投票用封筒（別記様式第3号）及び郵便等投票用内封筒（別記様式第4号）を請求するものとする。

3 郵便等による投票での投票用紙への記入方法は、第6条第2項及び第3項の規定を適用し、投票用紙を郵便等投票内封筒に封入後、郵便等投票用封筒に封入し、郵便による場合は、さらに任意の郵便用封筒に封入し、広域連合事務局あてに郵送するものとする。

(開票)

第8条 選挙長は、投票終了後、2人以上の補助職員の立会いのもとに、投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が補助職員の意見を聴いて決定しなければならない。

(無効投票)

第9条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 一投票中に2人以上の広域連合長の候補者の氏名を記載したもの

(3) 広域連合長の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(4) 広域連合長の候補者の氏名を自書しないもの

(5) 広域連合長の候補者として何人を記載したかを確認し難いもの

(6) 広域連合長の候補者でない者の氏名を記載したもの

(投票記録)

第10条 選挙長は、第6条及び第7条による投票の結果を記録するため、投票記録(別記様式第5号)を調製しなければならない。

2 投票記録には、選挙長及び2人の立会人の署名を行わなければならない。

(当選人)

第11条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 第5条第1項の規定による立候補者が1人であるときは、選挙長は、その者をもって当選人と定めなければならない。

4 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、当選人の公職名及び氏名を告示しなければならない。

(選挙結果の報告)

第12条 前条の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、選挙の結果を直ちに関係市町村長に対して報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県後期高齢者医療広域連合長選挙立候補届出書

年 月 日告示第 号  
山形県後期高齢者医療広域連合長選挙

(ふりがな)	
候補者氏名	印
住 所	
生 年 月 日	
公職等の種類	
所属政党	

上記のとおり候補者として届出をします。

年 月 日

山形県後期高齢者医療広域連合選挙長

様

<table border="1"><tr><td data-bbox="443 315 649 414">氏 名</td></tr><tr><td data-bbox="443 414 649 1691"></td></tr></table>	氏 名		<p data-bbox="1161 443 1216 846">年 月 日 執行</p> <p data-bbox="1002 315 1056 1120">山形県後期高齢者医療広域連合長選挙投票</p> <p data-bbox="896 474 938 672">○ 注 意</p> <p data-bbox="801 483 842 1263">広域連合長とすべき者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p data-bbox="1002 1370 1056 1505">選挙長</p> <table border="1" data-bbox="922 1545 1136 1736"><tr><td data-bbox="922 1545 1136 1736">印</td></tr></table>	印
氏 名				
印				

別記様式第3号（第7条関係）  
（表）

年 月 日執行

山形県後期高齢者医療  
広域連合長選挙

郵便等による投票

（ 外 封 筒 ）

投票記載年月日

年 月 日

投票者氏名

\_\_\_\_\_

※上記氏名は、自筆のこと

（裏）

山形県後期高齢者医療  
広域連合選挙長

印

別記様式第4号（第7条関係）  
（表）

（郵便等投票内封筒）

この封筒には、何も記載  
しないでください。  
この封筒に、投票用紙を  
封入した後、外封筒に入  
れてください。

（裏）

年 月 日執行 山形県後期高齢者医療広域連合広域連合長選挙投票記録				
1、投票場所				
2、投票立会人	職	氏名		
3、開票所開閉時刻	開始時刻		閉鎖時刻	
4、投票の状況	市町村長数	投 票 者 数		
		投票総数	投票所での投票数	郵便等による投票数
		(a)+(b)	(a)	(b)
	人	人	人	人
<p style="text-align: center;">年 月 日調製 選挙長</p> <p>上記調製に、間違いのないこと証明する。</p> <p style="text-align: center;">投票立会人</p> <p style="text-align: center;">投票立会人</p>				